

北九州市 人権行政指針

第2次改訂版

平成17年11月 策定

平成29年10月 第1次改訂

令和 2 年10月 第2次改訂



北九州市

北九州市人権行政指針の第2次改訂にあたって

平成17年(2005年)11月、北九州市では「人権の世紀」といわれる21世紀の社会づくりのために、「北九州市人権行政指針」を策定いたしました。

この指針は、「人権文化のまちづくり」をキーワードとして、お互いの人権を尊重し合うことが、私たちの日常生活の中に文化として定着することを目指すものであり、その実現のために必要な考え方や施策の方向性を定めた「人権行政のビジョン」となるものです。

策定から10年が経過した平成29年(2017年)には、人権行政の基本理念や取組みにおける基本的な視点についてはそのまま踏襲したうえで、策定後の国内外の状況や本市の取組みを踏まえ、第1次改訂を行いました。

その後、国においては、個別の人権課題についての法律が制定され、本市では、「SDGs未来都市」として、性的少数者や障害のある人に対する差別の解消、子どもに対する虐待への対応など、様々な人権問題の解決に向け取り組んでおり、これらをタイムリーに指針に反映する必要性が生じました。このため、今回、第2次改訂を行いました。

改訂にあたっては、第1次改訂と同様、第1編は人権行政指針の基本理念等であるため、基本的に、これを踏襲しました。第2編については、刻々と変わる国内外の動向を反映した上で、現在の北九州市の取組み状況を記載しました。

北九州市は、「人権文化のまちづくり」実現のため、まちづくりの主役である市民の皆様や企業の皆様とともに力を合わせ、この「人権行政指針」に基づいた取組みを、これからも積極的に進めてまいります。

皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和2年10月

目 次

第1編 北九州市人権行政指針

第1章 指針策定の経緯と位置付け	4
1 指針策定の経緯	
2 指針の位置付け	
第2章 「人権文化のまちづくり」の推進	6
1 「人権文化のまちづくり」の推進にあたって	
2 基本理念	
3 市民の役割として期待されるもの	
(1) 市民一人ひとりの役割	
(2) 地域の役割	
(3) 企業の役割	
4 「人権文化のまちづくり」を進めるための市民運動	
第3章 人権施策の推進	10
1 基本的な視点	
2 人権施策を推進するための取組み	
(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」	
(2) 市民参加・市民参画の促進	
(3) 「人権の約束事運動」の推進	
(4) 人権感覚に優れた職員の育成	
(5) 行政施策の評価と検証	
(6) 人権のネットワークの充実	
(7) 人権に関する相談・支援機能の充実	
(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援	
(9) 地域の拠点機能の充実	
第4章 人権教育・人権啓発の推進	16
1 基本的な視点	
2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み	
(1) 人権教育	
① 学校教育	

- ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進
- イ 指導方法・教材の改善と充実
- ウ 人権感覚に優れた教職員の育成
- エ 地域・家庭との連携
- ② 社会教育
 - ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出
 - イ 地域交流活動の促進
 - ウ 指導者の育成
- (2) 人権啓発
 - ① 啓発活動の充実・推進
 - ② 人材育成の充実
 - ③ 地域における啓発活動の推進
 - ④ 企業の啓発活動への支援
 - ⑤ 人権啓発ネットワークの充実
 - ⑥ 調査・研究機能の充実
 - ⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の活動の充実

【参考】 人権文化のまちづくりの推進体系 24

第2編 北九州市の人権に関する取組み状況

第1章 人権を取り巻く状況 26

第2章 北九州市の人権に関する取組み状況 27

資料編 43

- 1 世界人権宣言
- 2 日本国憲法(抄)
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 4 法務省人権啓発活動年間強調事項(平成31年度)
- 5 主要な人権関係条約
- 6 人権課題別の法令、制度等
- 7 「元気発進!北九州」プラン(北九州市基本構想・基本計画)(抜粋)
- 8 北九州市自治基本条例(抜粋)